

2022年度 法政大学法科大学院 求人申込書
(2023年4月入社予定者用)

企業情報	カナ企業名	タイジュセイメイホケンカブシキガイシャ				設立年	1927年3月		株式	非上場				
	企業名	大樹生命保険株式会社				資本金	167,200百万円 (2021年3月現在)							
						売上高	441,255百万円 (2021.3)							
	本社所在地	〒135-8222 東京都江東区青海1-1-20 ダイバーシティ東京オフィスタワー				従業員数	12,042 名 男 名 女 名							
							(うち弁護士数) 男 2 名 女 0 名							
	代表者名	代表取締役社長 吉村 俊哉					(うち外国弁護士数) 男 0 名 女 0 名							
	事業内容	個人および企業向け各種保険商品の販売と保全サービス、受託資産の運用を行っています。				採用担当部署 氏名	人事部人事グループ 採用担当：一ノ瀬							
						メールアドレス	saivo_new@taiju-life.co.jp							
電話番号						03-6831-8075								
ホームページ	https://www.taiju-life.co.jp/				採用ホームページ	https://www.taiju-life.co.jp/recruitment/								
募集概要	募集職種	募集条件・業務内容 (具体的に記入してください)					採用予定数	求める人材像						
	インハウスローヤー						人							
	総合職 (法務職)	【募集条件】 法科大学院修了者で他社での就業経験の無い方 【業務内容】 訴訟管理、法務相談、法務社内教育など					若干名	・法的素養を持った人材。 ・法務専門人材であると同時に、将来的にマネジメント職を担う総合職として採用。						
	総合職						人							
	その他の条件	既修了者	障がい者	外国人	年齢制限									
		☒ 可 ☐ 否	☐ 有 ☒ 無	☐ 可 ☒ 否	☐ 有 ☒ 無	年 月 日 以降出生者								
	雇用形態	無期正社員					契約期間	☐ 期間の定めなし ☐ 有 ()						
	試用期間	■有 (3ヶ月 / 試用期間中の労働条件 ■同じ □異なる) ☐ 無 ※有の場合で試用期間中の労働条件が「異なる」場合は「試用期間中の労働条件内容」を記載してください。 ()												
	就業場所	台場本社、その他会社の定める場所					弁護士活動	可	不可	応相談	備考			
	就業時間	9:00～18:00 (所定労働時間：8時間)						研修参加	☒	☐	☐			
	休憩時間	60分						国選弁護	☐	☒	☐			
	休日休暇	完全週休2日制 (土日祝日) 土日、祝日、リフレッシュ休暇、夏季休暇、年末年始休暇、慶弔休暇、産前・産後休暇、育児休暇、記念日休暇など						公益活動	☐	☐	☒			
時間外労働	有り					弁護士関連	個人受任	☐	☐	☒				
初任給	278,000円 (※下記その他特記事項参照)						有	無	応相談	備考				
各種手当	通勤手当 (月5万円まで支給)、家族手当 (当社規程による)						弁護士登録料負担	☒	☐	☐				
賞与	年2回 (7月、12月) 259,000円 (半期) ※2022年度水準 ※初回賞与は金一封					社会保険	健保	☒	厚年	☒	雇保	☒	労災	☒
福利厚生	弔慰金、グループ保険、社内契約取扱、財形、社内預金、厚生会貸付制度、厚生施設・提携施設あり、資格取得報奨制度、年次有給休暇・リフレッシュ休暇など													
応募要項・選考フロー	応募方法	応募される方は、必要事項をご記入のうえ下記採用問い合わせ先までご連絡下さい。応募書類をご案内します。 ■採用問い合わせ先：saivo_new@taiju-life.co.jp ■必要事項：①氏名・年齢、②学校名、③卒業年度、④メールアドレス、⑤連絡先 (電話番号)												
	提出書類	当社所定のエントリーシート												
	選考方法・選考フロー	【筆記・Web試験】有 【面接回数】2回 【選考フロー】書類選考→適性検査→1次選考→最終選考→内定												
	応募締切日	2023年1月31日												
その他 (特記事項) ・2023年4月入社新入職員と同じく入社時集合研修を実施。 ・集合研修後、法務室配属。一定期間後は、法務室だけではなく、他の法的素養を要する分野での機能発揮を見据えたローテーションを実施。 ・初任給には、試用期間 (3ヶ月) 経過後の勤務加算40,000円を含む。勤務加算は時間外労働の有無に関わらず一定時間分の手当として定額支給し、それを超える時間外労働分は時間外手当として追加で支給。														